

鶴岡市農業委員会第 11 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 3 年 1 0 月 1 5 日 (金) 午後 1 時 3 0 分 鶴岡市藤島庁舎 3 階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 荻原 優太 3 番 坂東 陽水 4 番 丸山 成章 5 番 阿部 元成 6 番 吉住 喜之 7 番 大池 典子 8 番 石塚 治己 9 番 土岐 善久 10 番 佐藤 康弘
出 席 推進委員	1 番 須田 進二 2 番 原田 政幸 3 番 齋藤 潤子 4 番 齋藤 健一 6 番 田澤 幸弘 7 番 榎本 勝 8 番 長谷川 浩之 9 番 菊地 勝三 10 番 野村 仁 11 番 佐藤 泰仁 12 番 佐藤 克久 13 番 本間 誠 14 番 五十嵐一浩 15 番 佐藤 宣夫 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	5 番 阿部 隆 推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 黒井 布美 主査 坂田 英勝 専門員 北山 武徳 調整主任 金内 かな 主事 齋藤 柊士 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室主査 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後 1 時 3 0 分
議 長	本日の欠席届は 5 番 阿部 隆 推進委員より提出されております。その他遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第 11 回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。6 番 吉住 喜之 委員、7 番 大池 典子 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 報告第4号 農地法第4条の規定による届出について</p> <p>を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明) 《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第4号 農地法第4条の規定による届出について》
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。 これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	3条案件ですので担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 2番萩原優太委員。
2 番 委 員	2番萩原です。鶴22ですが、10月8日に事務局佐藤さんと佐藤泰仁推進委員で現地を確認してきました。長崎の砂山のハウス団地のところでしたが、確認しまして、農地法第3条第2項各号には該当せず問題ないことを報告します。以上です。
議 長	7番大池典子委員。
7 番 委 員	7番大池です。10月4日に鶴23の案件を現地調査、確認してきましたので報告します。この件は農業者年金受給のための親子間の使用貸借です。息子の■■さんは認定農業者にもなっており、農地は家族できちんと耕作されていました。農地法第3条第2項各号には該当せず問題ないことを報告します。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)

議 長	<p>全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議 長	<p>担当委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>2番萩原優太委員。</p>
2番委員	<p>2番萩原です。こちら10月8日に鶴11を確認してきました。こちらは山砂の採取ということですが、採取する辺りは山林になっておりこの畑の所だけ地目が農地になっていたということでの転用ということになります。問題ない旨を確認してきました。以上です。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第3号 非農地証明願について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第3号 非農地証明願について》
議 長	<p>担当委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>2番萩原優太委員。</p>
2番委員	<p>2番萩原です。鶴1ですが、こちら10月8日に確認してきました。藤沢荒沢の田ということですが、こちらはもう完全に周囲が山林で、申請者の方から登記が抜けていたからということで今回の非農地の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。</p> <p>議案第3号 非農地証明願について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成により、議案第3号 非農地証明願については原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について》

議 長	この農用地利用集積計画（案）については10月13日に行われました農用地利用調整会議において確認されております。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	（ 発言者なし ）
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	（ 全員賛成 ）
議 長	全員賛成により、議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定については原案通り決しました。 続きまして、議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	（説 明）《議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について》
議 長	担当委員より現地調査の報告をお願いします。 2番萩原優太委員。
2 番 委 員	2番萩原です。こちら10月8日現地調査を行いました。鶴13西京田の畑ですが、住宅建設ということで問題ないと確認しております。 鶴14三瀬ですが、こちらは3年間の転用が終わりましてJREが今後、風車のメンテナンス等を行う際に大型の機械等が通るということで、ここを転用というか除外して道路を拡張するという確認してきました。 鶴15,16の滝沢の田ですが、■■さんの住宅拡張と建設ということで、住宅に面している所で問題はない旨を確認しております。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 7番榎本勝推進委員。
7 番 推 進 委 員	7番推進委員榎本です。鶴15の案件ですが、5-1の内ということで申請が上がっていますが、農振除外をして住宅を建設するにあたって分筆しないで内地番でということは、後で内ではなく分筆するなど、そういうことなのでしょうか。
議 長	事務局お願いします。
事 務 局	おっしゃるとおり後で分筆になります。農振除外申請時は内ということでの申請となります。
議 長	7番榎本勝推進委員。
7 番 推 進 委 員	そうすると元々の面積はもっと大きいものの内ということで、正式に5条等の時にはちゃんと分筆されて申請されるということでしょうか。
事 務 局	はい。
議 長	他にありませんか。
	（ 発言者なし ）
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について賛成委員の挙手を求めます。

	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成により、議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更については原案通り決しました。</p> <p>以上を持ちまして本日の審議を全て終了いたします。</p> <p>次に農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局	(説 明) 《農業者年金の裁定請求について》
議 長	報告事項であります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようでしたら、これを持ちまして第 11 回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後 1 : 5 5
	<p>議 長 _____ 佐藤 康弘</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 吉住 喜之</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 大池 典子</p>